

1. 件 名 : 「リサイクル燃料貯蔵株式会社によるリサイクル燃料備蓄センターにおける使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の計画の認可に係る申請等に関する面談」

2. 日 時 : 令和3年2月5日(金) 10時00分～12時15分

3. 場 所 : 原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

長谷川安全規制管理官、石井企画調査官、古作企画調査官、上石安全審査官、尾崎安全審査専門職、田口安全審査専門職

リサイクル燃料貯蔵株式会社

赤坂常務取締役 他9名

5. 要旨

(1) リサイクル燃料貯蔵株式会社(以下「RFS」という。)から、今後の設計及び工事の計画の認可申請(以下、「設工認申請」という。)について、配布資料に基づき行政相談があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点を伝えた。

- ・ 工事の方法の記載箇所については、日本原燃での運用を参考に施設区分によらずに整理してよい。ただし、キャスク等の特徴のある事項については取扱いが明確となるよう工夫すること。
- ・ 技術基準の適合については、直接要求とそうでないものとの対応関係を整理すること。
- ・ 津波襲来時の代替測定設備は、通常設備と同等の機能・性能が求められるため、要目表で仕様を明確にすること。
- ・ 添付書類については、申請書本文及び適合条文との対応関係を明確にすること。
- ・ 機種毎の基本的な記載項目については、先行の伊方発電所の設工認申請書等を参考に整理すること。
- ・ 機器等の据付け高さに係る記載については、波及影響評価上必要な位置情報とされているが、改めて評価内容を確認して記載の要否を適切に整理すること。
- ・ 添付書類の記載例のうち、後次回に送る記載事項については、後次回

での説明でいい理由を明確にすること。

- ・ 電気設備に係る基本設計方針の記載例について、全体に係る記載と個別設備に係る記載を適切に整理すること。
- ・ その他、全般を通じて、申請書の記載については先行の実用炉等の申請書を参考に整理すること。RFS 独自の記載を検討する場合、必要があれば相談には応じるので、適宜申し出ること。

(3) RFS から、上記の指摘を踏まえ 2 月中には申請できるよう準備を進めるとの回答があった。

6. 配布資料

- ・ 資料 1 - 1 設工認申請にあたっての課題とその対応案
- ・ 資料 1 - 2 使用済燃料貯蔵施設の設工認申請書の構成 (案)
- ・ 資料 1 - 3 使用済燃料貯蔵施設の技術基準への適合性に関する説明書の記載方針について
- ・ 資料 1 - 4 設工認申請書作成要領 (案)
- ・ 資料 1 - 5 設備機器等の重要度に応じた設工認申請書の記載 (例) 等

以上